

令和3年度第1回社会教育委員会議 議事録

- 日 時 令和3年7月14日(水曜日)午前9時30分から午前11時58分まで
- 場 所 山陽小野田市役所 3階 大会議室
- 出席委員 城戸 邦之委員、矢野 憲文委員、中川 繁人委員、河崎 知治委員
椋崎八由美委員、富永恵美子委員、長谷川 義明委員、大本 章男委員
平中 政明委員、野村 誠委員、半矢 幸子委員、江中 幸夫委員
能勢 俊勝委員、吉本 光良委員
- 事務局及び出席者 長谷川教育長、岡原教育部長、舩林社会教育課長、池田課長補佐
山本図書館長、若山歴史民俗資料館長
日浦主査、安藤係長、柿並係長、來嶋係長、縄田主事
市民活動推進課 河上課長、西崎課長補佐、増本主任
- 会議次第
 - 1 辞令交付
 - 2 教育長あいさつ
 - 3 委員自己紹介
 - 4 委員長・副委員長選出
 - 5 委員長・副委員長あいさつ
 - 6 議題
 - (1) 社会教育委員会議について
 - (2) 教育委員会組織について
 - (3) 社会教育関連事業について
 - ア 令和3年度社会教育推進の指針
 - イ 令和3年度社会教育予算関係
 - ウ 令和2年度社会教育施設利用状況
 - (4) 公民館の地域交流センター化について
 - 7 その他
 - (1) 社会教育委員連絡協議会地区別研修会（西部地区→防府市）
 - (2) 第43回中国・四国地区社会教育研究大会愛媛大会
 - (3) 次回の会議について
 - 8 社会教育課長あいさつ

開 会

事務局

それでは定刻より少し早いのですが、皆様お集まりですので、始めさせていただきたいと思えます。皆様、おはようございます。社会教育委員会議を開催します。本委員会の事務局を担当しております。社会教育課の來嶋と申します。どうぞよろしくお願いたしします。

なお本委員会は、山陽小野田市執行機関の附属機関に属しますので、会議の公開に関する要綱により、議事録をホームページで公表させていただきます。

また、2ページの本委員会規則第3条にありますように、本日は、14名中14名の委員のご出席で、過半数となっておりますので、本会議が成立しますことをお伝えいたします。本日の会議の次第は、表紙の裏に記載しております。この次第にそって会議を進めてまいります。今年度は、委員の改選になりましたので、皆様のご机上に辞令を交付させていただきました。2年間どうぞよろしくお願いたしします。引き続きまして、長谷川教育長よりご挨拶申し上げます。

教育長あいさつ

教育長

皆様、おはようございます。本日はご多用のところ、本委員会へお集まりいただきまして、誠にありがとうございます。先ほども少しお話がありましたが、今年度は、委員の改選の年ということでございまして、本委員会も新しい委員構成となりました。

先ほど辞令をお渡ししましたが、委員の皆様には、どうぞ本市社会教育の充実のために力をお貸しいただきたいと思えます。

さて、皆様もご承知のことと思えますが、本市は、昨年度、協創によるまちづくり推進指針策定し、人と人の繋がりを基盤に、地域課題を解決するということで、まちの持続可能性を担保し、未来の山陽小野田市のまちづくりを推進していくことを宣言いたしました。この協創指針の理念実現に向けては、各地域の特性により直面している地域課題の解決が必要となってまいります。しかしその課題は、少子化、高齢化、防災、人口数、健康寿命の延伸などを広範にわたっておりまして、市役所内での担当する課も多岐にわたります。これらの地域課題解決のためには、行政だけではなく、市民、各種団体、学校、企業等の多様な人材がつながりを持ちまして、それぞれが役割や責任を果たす必要がございます。現在、その活動の拠点として、公民館にスポットがあたり、教育委員会から市長部局への移管が検討されております。これまでの公民館機能を維持した状態での移管ということですが、教育委員会としましては、これまで皆様と積み上げてきました、社会教育のさらなる向上へとつながるよう市長部局とともに尽力してまいりたいと考え、社会教育委員の皆様には、これからの社会教育の在り方について様々な意見をいただくことで、より良い形をつくり上げてまいりたいというふうに考えております。本日は、今年度第1回目の会議

ということで、多くの資料とともに、協議事項がございます。また、公民館の地域交流センター化、これはまだ仮称でございますが、これについての協議では、市民活動推進課からお話をいただくことになっております。本日はどうぞよろしくお願い申し上げます。

委員長・副委員長選出

事務局

続きまして、委員長及び副委員長の選出を行います。要綱の2ページにあります規則第2条をご覧ください。この規則により、委員長1名、副委員長2名を決めていきます。まずは、委員長ですが、どなたか立候補または推薦される方はいらっしゃいますか。

事務局からの案として、会長に吉本委員を推薦したいのですが、いかがでしょうか。

(拍手)

ただいまの拍手をもちまして、本会議の委員長を吉本委員にお願いしたいと思います。引き続きよろしくお願いいたします。

副委員長はいかがいたしましょうか。

立候補、推薦がないようでしたら、事務局から、副委員長に半矢委員、そして、城戸委員を推薦したいと考えておりますが、いかがでしょうか。

(拍手)

ただいまの拍手をもちまして、本会議の副委員長を半矢委員と城戸委員にお願いしたいと思います。

こちらも引き続きよろしくお願いいたします。それでは、吉本委員は委員長席へ、半矢委員、城戸委員は副委員長席にそれぞれ移動をお願いします。

それでは早速ではありますが、委員長、副委員長より、一言ご挨拶をお願いいたします。委員長よりお願いします。

委員長・副委員長あいさつ

委員長

座ったままで失礼します。皆様方の手元に教育会報の教育情報No. 83の9ページがコピーして置いております。あと、社会教育主事、社会教育委員に共通して求められる能力等が記載しておりますものをコピーしておきました。それともうひとつ中に、今、議員さんや皆様がここにレインボーバッジをしておられますよね。昨日もテレビを見ていたら、ファシリテーターとか、何か片仮名がいっぱい出てきて、意味不明でどうなのだろうという事がたくさん出てきております。それからこの山陽小野田市もスマイルシティというキャッチコピーですか。スマイルシティというのはロゴマークじゃないね。ロゴマークはこれだから。何か片仮名がたくさん出てきておまして、何かわからないことたくさん出ております。それから、今話を聞いていますと、どうもこのSDGsのサステイナブルデベロップメントゴールズの11番目ですよね。住み続けられるまちづくりということで、本市

もスマイルシティとして、動いているようです。頭をちょっとやわらかくして、今までの固定概念を外れなければならない時代なのかもしれないなと思っております。先ほども言われておりましたが、公民館の市長部局への移管。公民館が市長部局に移ると、教育委員会はなにをするのだろうか。その時社会教育課は何をすればよいのだろうか。社会教育課の1番の中心となる公民館が市長部局にいくと社会教育課も市長部局にいくのかな、ということなど、いろいろ考えております。何か大変な曲がり角にあるようです。よろしくお願い申し上げます。

副委員長

座ったままで失礼いたします。長々と、私もこの席にずっとおりまして、吉本委員さんの教えに沿いながらと思っておりますが能力不足でなかなか、十分なことが言えませんが、先ほどお話の中で、大いに改革の時期ではないかなということで、気を引き締めながら、一緒に頑張っていけたらと思います。よろしくお願い致します。

副委員長

失礼します。埴生小中一貫校の隣に昨年11月に、埴生公民館が設立しまして、社会教育と学校教育が融合した活動を進めることができいております。この様子は先日、はつらつ山口っ子という番組に取り上げられて放送されました。見られてない方はこの日曜日にも再放送がありますのでご覧いただければと思います。引き続き副委員長ということでどうぞよろしくお願い致します。

事務局

委員長、副委員長ありがとうございました。

これから議事に入りますが、本日は例年とは異なり、議題(4)に「公民館の地域交流センター化について」、これは仮称ですが、その議題が入っております。本市の社会教育にとって大きな変革が予想される今後について、委員の皆様から意見をいただく時間をしっかりと取りたいと考えておりますので、その他の協議題につきましてはポイントのみ絞ってのご説明とさせていただきたいと思っております。ご了承のほどお願いします。それでは、議事の進行につきましては、委員長にお願いします。よろしくお願い致します。

議題

委員長

それでは、議事に入ります。議題1の社会教育委員会議について、説明をお願いします。

社会教育課長

社会教育委員会議に関わる説明をさせていただきます。先ほど來嶋が申しましたように議題1においてもポイントを絞り、ご説明させていただきます。4、5ページをお開きください。教育基本法の抜粋となります。

社会教育につきましては、4ページの第12条に定めておりました第1項では、「個人の要望や社会の要請にこたえ、社会において行われる教育は、国及び地方公共団体によって奨励されなければならない。」第2項では、「国及び地方公共団体は、図書館、博物館、公民館その他の社会教育施設の設置、学校の施設の利用、学習の機会及び情報の提供その他の適当な方法によって社会教育の振興に努めなければならない」とされています。

5ページをお開きください。社会教育法の抜粋となります。

社会教育の定義につきましては、第2条に「この法律において「社会教育」とは、学校教育法又は就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律に基づき、学校の教育課程として行われる教育活動を除き、主として青少年及び成人に対して行われる組織的な教育活動（体育及びスポーツレクリエーションの活動を含む。）をいう。」と定めております。

昨今では、7ページの第9条の7にあります地域と学校の連携・協働活動の普及が強く求められております。本市においても、令和4年度に地域学校協働活動推進員の設置に向けて、昨年度から動いております。昨年度の社会教育委員会議の第2回と第3回では委員の皆様から「地域と学校の連携」について貴重な意見をいただいたところです。その他にも社会教育に関する事務を図書館法、博物館法、文化財保護法において定められております。

そしてこれらの事務を進めていく上でご助言をいただく機関が、社会教育委員会になります。

8ページをお開きください。

第15条では、社会教育委員を市に置くことができるとされ、本市におきましては、条例を定め社会教育委員会を設置しています。

第17条では、社会教育委員の職務を掲げております。同条第1項では、「社会教育委員は、社会教育に関し教育委員会に助言するため、次の職務を行う。」とされ同項第1号は「社会教育に関する諸計画を立案すること」、同項第2号は、「定時又は臨時に会議を開き、教育委員会の諮問に応じ、これに対して意見を述べること」、同項第3号「前2号の職務を行うために必要な研究調査を行うこと」等が定められています。

1ページをお開きください。本市の社会教育委員条例になります。

ここでは、第2条において委員の定数が14名であること等、第3条では、委員の2期が2年であること等を定めております。

9ページ資料2をお開きください。これらの法令例規に基づき、令和2年度は地域と学校の連携の在り方についてスポットを当て、3回当会議を実施しております。

1回目は、令和2年度の社会教育事業について、2回目は、埴生小中一貫校の取組「地域ブランド学習」と「大人の学び」についての協議、3回目は、竜王中学校の取組を参考に、「学校支援から地域学校協働活動へ」学校の力を地域づくりに生かす方途についてご協議をいただきました。今年度につきましても、本市社会教育の振興のためにご意見、ご助言を賜りますようお願いいたします。

以上で説明を終わります。

委員長

はい。どうもありがとうございました。議題（１）の「社会教育委員会議について」の説明がありましたが、ご質問、ご意見等、ありませんか。

それでは、議題（２）「教育委員会組織について」説明をお願いします。

社会教育課長

令和３年度、山陽小野田市教育委員会組織について、説明させていただきます。１０ページ「資料３」をご覧ください。

本市教育委員会組織機構につきましては、資料のとおりとなっております。

続いて、社会教育関連の職員の異動についてご説明をいたします。

本課事務局職員に変更はありません。また、図書館、歴史民俗資料館の館長の異動もありません。公民館長の異動は、高千帆公民館に河口隆裕館長が、赤崎公民館に河内平文館長、厚狭公民館に笹村正三館長、埴生公民館に中村達実館長が着任しました。以上でございます。

委員長

ありがとうございました。議題（２）「教育委員会組織について」の説明がありましたが、ご質問、ご意見等、ありませんか。

続いて議題（３）社会教育関連事業について説明をお願いします。資料４から資料９まで続けてお願いします。ご質問やご意見はまとめてお伺いします。

社会教育課長

まず、本年度の社会教育推進の指針についてのご説明をさせていただきます。１２ページをご覧ください。

こちらでは、基本方針を大きく２つ掲げております。「学びを通じて『ひとづくり』を進める」、「学びを通じて『地域づくり』を進める」です。

その活動領域として、下の６つの領域を示しています。

２つの基本方針を総合的に進めるため、次のページで、山陽小野田市独自の「地域力・学校力・家庭力向上プロジェクト」を実践していくことを掲げております。このプロジェクトは、公民館を拠点とし、地域・学校・家庭の連携を強化し、教育の充実と地域づくりを進めるもので、地域学校協働活動や花いっぱい運動をはじめとしたあらゆる連携活動を総称したものという位置づけになります。

それでは１５ページをお開きください。

ここからは、分野別努力事項としまして、それぞれの方向性を定めております。

まず、公民館の（１）につきましては、先ほどご説明いたしました「地域力・学校力・家庭力向上プロジェクト」の推進の拠点施設として位置づけております。学習者に学びの成果を還元することを意識していただき、職員はそれをコーディネートできるように研修会等に積極的に参加し、職員の資質向上にも努めることとしております。

次に図書館活動につきましては、魅力ある読書空間づくりのために、様々な事業を展開し、利用者満足度のアップに努めます。子どもの読書活動につきましては、平成30年9月に策定された第3次山陽小野田市子ども読書活動推進計画に沿って事業を推進しています。

16ページをお開きください。

文化財保存・活用では、市民の郷土愛の醸成を図るため、郷土史や文化財の展示を行うとともに、「活用」に重点を置いた取組を進めます。昨年度、新たにふるさと文化遺産「山陽道」を登録いたしました。この活用として、公民館での歴史講座や市内の若手教員への研修を行っています。学校の教員からも山陽小野田の歴史を学ぶことができ、今後の授業にいかしていきたいとの感想もいただいております。また歴史民俗資料館では郷土史や文化財に関心を深めていただくための企画展や、学校や地域と連携した活用事業への展開を図ります。今年度は山陽小野田市のラジオ局「FMスマイルウェーブ」と連携し、歴史民俗資料館の広報活動に取り組んでおります。先月は夏に開催予定のスポーツ史の宣伝として柿並社教主事が出演しました。

続いて人権教育・平和教育です。

人権教育につきましては、市民一人ひとりの人権が尊重される心豊かな地域社会の実現を目指し、人権に関する諸施策を総合的に推進するとしています。今年度の市の人権講座とヒューマンフェスタ山陽小野田の開催は検討中となっておりますが、出前講座や啓発活動は従来通り開催し、人権教育をすすめてまいります。

平和教育につきましては、従来から市内中学校2校ずつ「平和のつどい」を開催しておりますが、今年度については対象を生徒と教員のみで開催する運びとなっております。

次に青少年健全育成活動につきましては、青少年育成センターを中心に、地域ぐるみで青少年を支える活動に努めてまいります。

最後に家庭教育です。地域のつながりが希薄化する中で、孤立し、子育てに悩みや不安をもつ保護者が増加している傾向にあります。これらの課題解決に向けて、一昨年度から新たな項目として追加しました。昨年度は市内4チーム目となる「厚陽小中学校区家庭教育支援チーム」が発足しました。今後、家庭教育支援チームとの連携強化を図り、保護者の悩みや不安解消の場づくりに努めてまいります。

続いて資料5、6の令和3年度社会教育予算関係について説明をさせていただきます。資料に1カ所訂正がありますので削除をお願いいたします。資料5の歴史民俗資料館の臨時的経費の概要ですが、古文書・典籍類整理事業、空調整備事業は本年度の予算には計上されていませんので、二重線で削除をお願いいたします。

それではご説明いたします。まず、どの社会教育施設においても、消防設備の点検委託料やアルコール消毒液の購入により増額となっております。

まず、社会教育総務費の経常的経費は、16万9,000円の減額となっております。高齢者講座に係る経費を小野田公民館予算として計上し替えたためによるものです。

臨時的経費では、令和3年度文化財保護関連経費で国指定史跡「浜五挺唐樋」の浚渫230万7千円、ロクロ・招き戸の修復251万8千円を計上し、計画的に適正な保存管理をすすめます。

続いて、公民館費の経常的経費は、1,435万6千円の増額となっております。これは昨年度11月にオープンした埴生地区複合施設、埴生公民館の予算のうち、昨年度分は9月分までを経常的経費として計上し、10月以降の半年分を臨時経費として計上していたものが今年度はすべて経常的経費となったこと、及び昨年度まで勤労青少年ホームで計上していた光熱水費等の必要経費が、勤労廃止により全て高千帆公民館の経常予算で算出することとなったためです。

また、臨時的経費については、2,866万1千円の予算を計上しています。詳細は右に記載の通りとなりますが、大きなもので有帆公民館、赤崎公民館の屋根防水シートの全面改修費が大きく締めているところです。

続いて、図書館費の経常的経費は、137万6千円の増額となっています。それぞれの予算で増減があるものの、主な要因として、図書購入費が昨年度まで臨時として上がっていたものが、今年度は経常予算として上げたため数字上このような形になりました。臨時的経費は、電子図書システムに1,155万、図書システムの更新に633万円、施設の改修費95万、子ども読書活動に19万円となっています。

続いて、歴史民俗資料館の臨時的経費では、7月1日から開催しております企画展「小野田のスポーツ史」ほか今年度3回開催予定の企画展の経費です。

続いて、ききら交流館の経常経費の増額の主な理由は、売上原価、人件費の増加による指定管理者委託料の増額によるものと、臨時的経費は、温泉設備の維持管理費用やガス設備の改修費用となっています。

最後に、埴生地区複合施設整備事業費につきまして、今年度、古い公民館の解体工事が完了しましたので、周辺家屋の事後家屋調査を必要に応じて行います。

以上で予算概要の説明を終わります。

社会教育課主査

失礼します。20ページの資料7をご覧ください。

社会教育関係団体補助金につきましては、昨年と同様の金額を補助金としてお渡しする計画としています。以上です。

公民館係長

続きまして、資料8、資料9の社会教育施設利用状況、及び図書館、歴史民俗資料館の実績について説明いたします。次ページの資料8、9をご覧ください。公民館等を含む社会教育施設の利用状況です。

昨年度は新型コロナウイルス感染症の影響を受け、利用者の数は軒並み減っておりますが、各館において、さまざまな感染対策や工夫を行い、運営を行ってきました。今年度も対策を行いながら施設の利用を促進していきたいと考えています。以上です。

委員長

議題(3)「社会教育関連事業について」資料4から資料9まで続けての説明がありましたが、ここでまとめてご意見やご質問を伺います。はい、どうぞ。

委員

指針12ページのところです。中ほどに基本方針のところに、学びを通じてひとづくり、学びを通じて地域づくりと書いてあるところのすぐ下に、市長部局と教育委員会との連携というところがあります。今までこれはなかったものであります。実は、先週、厚狭公民館の運営協議会を開催いたしまして、この件が出ました。何でこれが入っているのか。このことを社会教育委員会議で聞いておいてほしいと言われておりましたので質問させていただきました。本来、市長部局と教育委員会が連携をすることは当たり前のことで、社会教育の指針の作成においては市長部局と相談をしなくても、教育委員会で作れるものではないですか。そのあたりの回答をお願いします

委員長

回答をお願いします。

社会教育課長

失礼します。市長部局と教育委員会の連携ということでございますが、確かに以前から、連携はしていましたが、地域課題を検討していく中で、どうしても教育委員会の範疇にとどまらない課題というものが多々ありますので、そういった面で市長部局といろいろ協議をしながら、課題を検討するという必要があるので、この度市長部局と教育委員会の連携という部分を指針に入れております。特段、何かを意識してということではないのですが、これまでも連携しておりましたし、今後も継続していきます。

委員

今の説明で思いましたが、必要ですかね。陰に隠れておいてもいいのではないですか。市長部局と連携するのは当たり前じゃないですかね。

委員長

全部市長部局の中に、組織が全部入っているから。

委員

文言を入れなくても、従来通りでいいのではないですか。

委員長

文言を入れる必要があるかという話ですが、どうでしょうか。

委員

今まで市長部局と教育委員会が連携されていて、こういう文言が、表記されてない。今までどおりであれば、表記する必要はない。私、渡されたものを見て感じたのは、公民館の地域交流センター化という話が出ていますが、それを意識されたのかなと思いますが、

その辺りどうなのでしょう。

委員長

課長さん。どうぞ。

社会教育課長

地域交流センターは特段関係ないのですが、13ページをご覧くださいませでしょうか。基本方針の中に学びを通じて人づくりを進めるということ、学びを通じて地域づくりを進めるということ。それらを一体として、その下に市長部局と教育委員会との連携を通してプロジェクトを実践していくというようなイメージでございまして、基本方針の13ページのところは、前から挙げていましたが、そのイメージとなる、左側のページが変わっていませんでしたので、それをちょっとイメージ化したということになっております。この13ページの中では、時代の要請に応じて、複雑化した課題がありますので、市長部局と連携していくということを書いております。そういった中で、連携しながら、社会教育としての活動を推進していくというイメージで連携という言葉が挙げさせていただいております。

委員長

13ページの1番下に書いてありますけど、これらの連携はその実現が目的ではなくて手段であることを認識し、市長部局や教育委員会の枠にとらわれず、市役所内連携を進めることによりという言葉が書いてあるのですが、委員さんがおっしゃるのは、今まで変わってないのをなぜそこにわざわざ入れる必要があるのか。この基本方針にも書いてあるのはある。それにとらわれず、ということが書いてありますが、連携して、という文言はどうでしょうか。

事務局

いいですか。失礼します。社会教育推進の指針の話になっておりますが、市長部局と教育委員会の連携というのは、これまでも記載されていたと思います。恐らく私が来る前に、この社会教育推進の指針について委員の皆様、検討していただいたと思うのですが、そのときに入ったのか、それ以前から入っていたのかは定かではないのですが、少なくとも私が昨年度に社会教育課に来てからは、その項目というのは、記載があったと認識しております。以上です。

委員

先ほど私が言った12ページの部分がずっと入っていたという事ですよ。

事務局

失礼します。今私が言ったのは13ページの右下の所です。そちらは入っておりました。

委員

13 ページに、何かすごいことが書いてあるのですが、市長部局と教育委員会との連携のところで上から3番目に高齢福祉云々と書いてあり、行政の管轄で言うならば、市長部局が解決策を考えるべき課題であったと。ということは市長部局が何も考えていないと、そのような書き方がしてある。この文言はよく考えなければいけないのではないですか。揚げ足を取るようですが。

委員長

13 ページの何行目ですか。

委員

13 ページの上から2行目です。市長部局が解決策を考えるべき課題であった。ということは、今まで市長部局は何もしていないというように読み取れる。

社会教育課長

失礼します。13 ページの3番目の丸、市長部局と教育委員会の連携のところをおっしゃっていると思いますが。確かに少し強烈的な表現ではあると思いますが、ここで言いたいことは、少子高齢化や若い世代の人口減少問題、子育て、防災というような地域課題は、これまで教育委員会で特設課題を抽出して、その解決を図るといような要請は行っておりませんでした。それを市長部局と教育委員会で連携して考えていきたいと思いますという意味合いで、書いてあります。表現としては少し強い気もしますが。意味合いとしてはそのようなことです。これまで市長部局で頑張ってきたことを教育委員会も一緒に考えていき、解決していきましょうという内容だと捉えていただければと思います

委員長

どうでしょうか、皆様。最初に戻しましょうか。12 ページの基本方針のところに市長部局と教育委員会との連携というのが入ったが、それは今年度からということでしたね。それが1番の問題ですよね。そのことに対してはどうでしょうか。

社会教育課長

先ほども申しましたが、この13 ページの市長部局と教育委員会との連携ということを図示化したというふうにイメージとして捉えていただけるとよろしいかと思います。そのために、左側の12 ページのほうの図の中には、その連携ということがございませんでしたので、学びを通じて人づくりを進める、学びを通じて地域づくりを進める、それらを市長部局と連携しながら、教育委員会としての活動を進めていくというようなイメージを目で見て分かるために入れたというふうに考えていただけるとありがたいです。

委員長

基本方針の趣旨を分かりやすくするために、12ページの教育目標の中に入れたということでございます。

委員

はい。厚狭公民館運営協議会の皆様にはそのように説明をしたいと思います。

委員長

はい。よろしく願いいたします。他にご意見はありませんか。それでは、しばらく休憩をいたします。どれくらいにしましょうか。では10分間の休憩を取ります。今10時15分ですので、25分再開ということではよろしく願いいたします。

委員長

はい、それでは、休憩時間が終わりました。それでは次の議題（4）公民館の地域交流センター化についてご説明をお願いいたします。

市民活動推進課長

皆様、おはようございます。市民活動推進課河上と申します。お世話になります。以前、社会教育に配属をしておりました、その節は吉本先生をはじめ多くの委員の皆様方には大変お世話になりました。また、市民活動という分野で、今後も社会教育委員の皆様にはいろいろ、助けを求めることがたくさんあるかと思っておりますので、その節はご指導いただければというふうに思っております。どうぞよろしく願いいたします。

今日、私から、公民館の地域交流センター化について、説明をさせていただくこととなりますけれども、あくまでこの市民活動推進課は市長部局となります。したがって、社会教育委員会に諮問する権限はございませんので、諮問するというよりは、この内容の説明ということでお話をさせていただくということでご理解をいただければと思いますのでよろしく願いいたします。

それでは説明につきましては申し訳ございません、席に座らせていただいて、説明させていただきます。今日、お配りしております資料をもとに説明をさせていただければというふうに思っています。公民館の地域交流センター化についてです。まず、経緯及び理由についてご説明をさせていただきます。本市では、令和2年度、年度末になりますけれども協創によるまちづくり推進指針の策定し、人と人とのつながりを基盤に地域課題を解決していくことで、まちの持続可能性を担保し、未来に向けて山陽小野田市のまちづくりを推進していくことを宣言しております。各地域の地域課題は様々で、少子化、高齢化、担い手不足、空き家、交通、買い物難民、健康寿命の延伸など広範でありまして、その解決に向けた施策の行政側の担当課も市長部局内で多岐にわたっている状態です。本市では、市として協働してまちづくりを進める規範であります「自治基本条例」において「私たちの手で「住んでいることを誇れるまち」「未来へ責任を持ち、夢のあるまち」にしていくこと」「市民一人ひとりがまちづくりに関心を持ち、市

民が積極的に参加し、市、議会と協働してまちづくりを進めていくことが求められる」と理念を明記しております。協創指針は、この自治基本条例の理念を尊重したものでありまして、市民一人ひとり、地域の皆様が、地域課題の解決に向けて取り組んでいただくこと、これが協創指針の具現化を目指すことに繋がるというふうに考えております。取組みの実践には、ソフト、ハード面で環境を整えることが必要であります。環境整備の主なポイントといたしましては、各地域の特性による地域ごとの組織形成、地域ごとの拠点の事務局機能、地域での活動予算に集約されるというふうに考えております。地域ごとの組織については、現在すでに協創指針を実践している地域団体の皆様の活動支援、活動環境を支援するとともに、そのような熱い思いをもって本市のために汗を流している方々のお力をいただきながら、新たに地域運営組織の導入の準備に取り組みます。協創によるまちづくりの象徴事業として、市内全域での実施を目指しております。それから、2点目の地域ごとの活動拠点と事務局機能につきましては、誰もが担い手となり、つながりの輪を広げ、つながりを強固にしていく協創によるまちづくりのキーワードの一つが多様性でございます。誰もが参画することで生まれる多様性は、得意分野、組織の設立目的、風土、組織内ルールが異なっているもの同士が集う場の構築が必要でございます。協創の担い手が気軽に集える活動拠点が地域にあり、そこに中間支援組織機能をもった事務局が駐在することで、協創の場の持続可能性は高まるというふうに考えております。地域での活動予算につきましては、現在、地域では多くの団体の方々が公共的活動に尽力されていて、市からは団体補助、事業補助の両面から支援を行っている例もございます。今後、地域運営組織の形成に際しては、組織の構成、実施事業を基に、国等の制度を活用しながら、将来的には地域が自走できるように支援を行っていきたいというふうに考えております。今回ですね、議題で挙げさせていただいておりますのが、この2番目の地域ごとの活動拠点と事務局機能に該当いたします。現在、社会教育法に基づき設置され、教育という地域課題の範疇に限られる公民館を市長部局が所管する広範な地域課題の解決のために事務局機能をもった拠点施設に移管し、協創指針の具現化の環境整備をすすめていきたいというふうに考えています。なお、市長部局に移管された施設の名称は、現時点では、仮称として地域交流センターとしております。資料の3ページ目をご覧くださいと思います。本題の地域交流センターについてご説明をいたします。設置目的は、全国的に少子化による人口減少、高齢化の急速な進展等の社会の急速な変化の中で、人と人のつながりの希薄化や社会的孤立の拡大など様々な地域課題が生じております。このような中、多様な地域課題解決に地域の皆様が主体的かつ総合的に取り組むための拠点として、「ひとづくり」からさらに「地域づくり」「まちづくり」へ発展させ、活力ある持続可能な地域社会の実現を図ることを目的としております。所管につきましては、現在のところ、私ども市民部市民活動推進課として考えております。ただし、センターの運営に係る方針や具体的な施策につきましては、多様な方々の利用、多様な地域課題解決に向けた取組みを行うことを考えておりますので、教育委員会部局、市長部局の関係部局が一体的かつ主体的に運営できる体制づくりを検討しております。地域交流センターの機能についてご説明申し上げます。機能の1つ目は、生涯学習の場でございます。社会の大きな変化の中で、地域を担う人づくりを進めるに

は、誰もが学び続ける環境が不可欠でございます。つきましては、現公民館での取組みを継続的に行っていくとともに、教育委員会部局と市長部局と密接に連携し、多様な地域課題解決に向けた生涯学習の場として更なる充実を目指していききたいというふうに考えております。機能の2つ目につきましては、地域運営組織の活動の拠点でございます。ここについては、次の4の地域運営組織についても含めてご説明をさせていただきます。地域運営組織とは、「地域の生活や暮らしを守るため、地域で暮らす人々が中心となって形成され、地域内の様々な関係主体が参加する協議組織が定めた地域経営の指針に基づき、地域課題の解決に向けた取組を持続的に実践する組織」として定義されております。組織形成、事業展開にあたっては、地域で活動されている自治会協議会、ふるさとづくり協議会、地区社協等の地域の団体、地域の皆様としっかり協議しながら、令和4年度から令和5年度の立ち上げを目標に、各地域の実情に合った最適なコミュニティづくりを進めていききたいと考えております。地域交流センターでは、この地域運営組織の活動の拠点として、またコーディネーター役として、地域の皆様の自由な発想に基づいて、地域づくりの活動や取組みを柔軟に対応していくとともに、協創の理念のもと、多様な主体の繋がりづくりを構築していくことを目指していききたいと考えております。機能の3つ目につきましては、市民活動団体の交流の場です。自治会などの地縁型コミュニティに加えて、課題を基盤とするつながりで組織されるNPOや市民活動団体などの志縁型コミュニティの交流の場としての促進を図っていききたいというふうに考えております。志縁型コミュニティの利用促進を図ることにより、コミュニティ同士の横のつながりづくりや地縁型コミュニティとの連携強化、融合を進めていくことを目指しております。機能の4つ目につきましては、地域福祉の活動拠点でございます。地域の皆様が住み慣れた地域で、相互に助け合い、支え合うことで、自分らしい暮らしを続けることができる地域福祉の活動拠点を目指していききたいというふうに思っております。機能の5つ目は、その他の地域課題解決のための活動の拠点でございます。地域の課題は、環境問題、防災対策など多様化しております。これらの課題解決に向けた活動の拠点として進めていききたいというふうに考えております。6つ目につきましては、住民交流の場でございます。地域づくりや地域の人々の教養、文化の向上など一定の制約のもとで営業活動を行うことも可能とし、地域の多様なニーズに対応する事業展開を行う中で住民の交流の場づくりを目指していききたいと考えております。以上が、公民館の地域交流センター化についての説明となります。運営に関わる条例、運営体制、運営方針等の具体策につきましては、今後の教育委員会の答申や関係各位のご意見を踏まえながら、策定してまいりたいと考えております。以上でございます。

委員長

はい、ただいま説明がございました。このことについて、もう少し補足説明等々をお聞きになりたい方どうぞ、ご質問ください。

委員

はい。

委員長

どうぞ。

委員

明日、実は地域フォーラムが小野田市民館の文化ホールで、これで初めて多くの方々の目や耳に留まる状況だというふうに承っておりましたけれども、その前日、今日このような形で、市民活動推進課の立場からお作りいただいた資料、極めてよく出来ていると思います。ただ、これは一方の公民館を教育委員会から市長部局へ移管するという点では、今ある公民館を市長部局に移管してしまう立場の教育委員会の社会教育課の立場としては、これはこの市民活動推進課の提出資料に対する、どのようなご意見をお持ちなのかをじっくり聞かせていただきたい。お願いします。

委員長

はい。それでは、公民館の市長部局移管問題について、教育委員会としては、どういうお考えなのかっていうことを、社会教育委員に説明してくださいということですが、どうぞお願いします。はい、船林課長さん、どうぞ。

社会教育課長

社会教育課として今、考えておりますことは、今、協創によるまちづくり推進指針というものが出来ておりまして、これが市の今後のまちづくりに関わる重要な指針ということとなっております。この中で、公民館という施設、拠点を含めたまちづくりの方向性について挙げられておりますので、今までは公民館というものは、教育委員会の中で、教育委員会の手元にあるといいますか、社会教育法の一定の制約の中で営業活動ができないとか、宗教の活動ができないというような制約の中で、学びを中心とした活動をしておりましたけれども、今の河上課長の説明もありましたように、市の課題というものが教育の部局だけで捉えることではなくて、様々な課題がある。それを解決していくためには、公民館という箱を市長部局全体で利用して、まちづくりに活かしていくことが必要というふうに、協創によるまちづくりに謳われておりますので、そういうことであれば、社会教育課としては、移った後も社会教育のこれまで培ってきた社会教育という分野を継続していく、衰退させることなく継続していくということが守られるのであれば、建物が市長部局に移るということは、致し方がないかなというような考えで今はおります。

委員長

はい。ありがとうございます。その前に、公民館の地域交流センター化ということは、これ来年、再来年で進めていくってということなのですが、公民館全館ですか。市内の。

市民活動推進課長

まず、移行時期ですけれども、目標といたしましては令和4年4月1日というふうに考

えております。ただ、現実的な問題として、様々な問題と申しますか課題解決、あるいは議会承認等も必要となってきますので、これが若干延びる可能性はまだ十分にあります。対象といたしましては、11公民館全てを、地域交流センター化にすることができればというふうに考えております。

委員長

どうぞ。

委員

すみません。座ったまま失礼します。今、おっしゃったことの中でもう既に幾つか何かプランっていうものがあるって、推進したものがございませうでしょうか。公民館が移行した後はどういったことが行われる予定があるか、おっしゃられる範囲でお願いします。

委員長

はい。どうぞ、お願いします。

市民活動推進課長

はい。まだ具体的に、これをやるとか、そういったものは決まっておられません。まず、ただ先ほどちょっと申し上げましたけれども、地域運営組織の形成に伴って、地域の方々が地域課題を解決していく取組がどのような取組になっていくかということとはわかりません。その取組の実現が、スムーズにできるよう、場合によってはその地域の方々が、地域で出来た野菜を売っていかうとか、そういった案が出てくるかもしれません。こういった場合については現公民館におきましては社会教育法上ちょっと難があるかな、というところでお断りをしないといけないという状況になってきますけれども、そういったものも、地域課題解決に向けての取組であれば、積極的に、そして自由に受け入れることができるような体制ができればというふうに思っております。以上です。

委員

いいですか。

委員長

はい、どうぞ。

委員

先ほどからのいろいろな移行に関してはすごく興味を持って拝聴したのですが、下関の取組として、2点ほど市民講座というのを、これはちょっと、民間の人、私の友人がやっているのですが、下関のいろんなその歴史、文化とか福祉、防災、地理、その辺りについてどういった、下関って一体何なのっていうのを市民にもう1回ちょっと、優しくおもしろくわかってもらうという講座を開いている人がいまして、私も1回講座で講師とし

て呼ばれたこともあるし、参加もしたことがあるのですが、かなり一般市民が積極的に参加していきまして、その後の質疑応答も活発でした。やっぱり地域に、そういった詳しい人もいらっしゃるし、そういった人たちの人材を活用して、講座を開いていったらどうだとか、トータルでそれを1年間とか区切って、2か月に1回でもいいし、1か月に1回でもいいし、今度これをやるよって言って、年間のプログラムを発表して、全体を通して聞きたいって人もいるかもしれないし、これとこれが興味あるねって言って。そしたらその、もう一歩も二歩も市民が自分の住んでいるところの歴史、文化、地域、地理、防災などに深く知っていくことによってまた、自分たちの課題とか見つけやすくなるのではないかと思っております。そういったことが下関にもう1つ、これはちょっと市と民間が、講座をやっているのがあります。厚狭地区とかでやっているのは単発的になっていると思うんでこれをちょっとトータルですね、一体的に山陽小野田、あるいは厚狭っていう自分たちが住んでいるまちがこういうものだっていうのをちょっと、一体的に交流センターがもっといろいろ、市民が関わってくるのではないかなというふうに思っています。

委員長

はい、ありがとうございました。

委員

はい。

委員長

はい、どうぞ。

委員

はい。今、言われたことと少し関連するんでございますが、今までの公民館においても、地域づくり、防災の講座とか、あるいは家庭教育の必要性、少子化に対する対策とかですね、地域づくり、これも公民館活動ですと取り組んでおるところが、市内で多々あります。今まで公民館活動もかなり進んで充実してきたのではないかと思うわけでありまして。まあ、交流センター化する趣旨はよくわかりましたけれど。わかっているのですけれども、先ほど言いましたように、今の公民館でもそういった活動っていうのはかなり出来ている訳ですよ。それをなぜ公民館を交流センターになければいけないかという必要性ですよ。今までの公民館じゃいけないのですか。この辺についてはっきりした意見を聞きたいということですね。特に交流センターにしたメリットは何か。反対に公民館のままでいったら、デメリットっていうのはどこにあるか。その辺についてはっきり聞きたいと。それから先ほど、来年度の4月からもう発足させたいと言われますけれど、まだいろんなことが決まってないようだ。だけど4月から発足させる。どうしてそんなに早く急がなければいけないか、その急ぐ理由ですよ。その辺を聞きたいと思えます。それから、公民館も全国的に変わってきております。先ほど営利目的、まあ、社会教育法23条1項1号ですか、これに関することですが、公民館の活動の在り方っていうのも少しずつかは変

わってきております。先ほど言われた公民館で地域の野菜を売ったり、まあ営利目的になってくる訳ですけれども、これ、今度は許されるようになりましたよね。これ、文科省が出しておる、平成30年の12月21日付けの事務連絡が出ておりますけれども、これで、この辺については、許容されるようになってきております。こういったことを考えれば、今の公民館の活動を少しずつ変えればいくらかでもやっていけるのではないかと考える訳ですがいかがでございましょうか。

委員長

はい、今、公民館そのまま置いておくことの、あるいは地域交流センター化しなければならないという理由。メリット、デメリットについて簡単に述べていただけないでしょうかということですが、よろしくお願いします。

市民活動推進課長

はい。まず、現在の公民館の活動を否定するつもりは全くございません。私も社会教育課におりましたので。ほんとに今、公民館は必要課題、要求課題のバランスを取りながら、しっかりと人づくりを進めておられますし、また、地域づくりにも関わっていただきながら尽力をいただいているところでございます。先ほど言いましたけれども、これをさらに、人づくりも含めながらも地域づくり、まちづくりに繋げていくということにおいて、今度は、運営組織を立ち上げようと、地域づくりの組織をつくっていかうというところでございます。ここでどうしてもその自由な発想で取り組んでいただきたいというところで、確かに販売等で若干緩和は出来たものの、やはりその社会教育法上の制限がかかるケースが出てくるというところをまず外したいというのが一つ。それから中教審の生涯学習部会のほうでも、今後の公民館の在り方として、地域課題が多様化して、市長部局と密接に連携をしながら、運営を行っていかないといけないというような方針も出ているところでございます。こういった点からすると現在の社会教育課だけでは、なかなかこの多様化する地域課題解決に向けた取組が難しい、限界がきているというのも正直なところであろうと思っております。つきましては、これを市長部局に移行することによって、現公民館、今後の地域交流センターの運営を市長部局の地域づくりを関係する、地域課題解決に向けて関係する各課がそれぞれ主体的に関わっていただき、これは当然、社会教育課もそうですけれども関わっていただき、そして、運営をしていただく。そして具体的な、そして専門的な視点で地域課題解決に向けた取組を行う。地域の方々と連携をしながら取組みを行っていただくということが目的でございます。それからメリット、デメリットというところですが、現在の公民館のデメリットは先ほど申し上げましたとおりです。あと加えて言うなら、一部、公民館については利用者の固定化が進んでいる状況にあります。多くの方々にやはり利用していただかないといけない。それには、行政側の各種各課が関わること、あるいはいろんな団体が利用すること、それが、この利用促進にも繋がるというふうに考えております。これが地域交流センターのメリットではないかなというふうに思います。地域交流センターのデメリットでございますが、社会教育課時代、私もずっと思っていたのですけれども、他市の事例を見ると公民館が単機能型施設である中、地

域交流センターは多機能型施設と言われています。この多機能型施設におきまして、設置目的がちょっと曖昧になる。場合によっては、この人づくり、学びの場が軽くなるという傾向があるというのがデメリットかなど。この辺は、今後こういった問題をいかに解決していくか、そういうふうにならないようにしていくかっていうのはしっかり考えてまいりたいなというふうに思っております。それから、期間を急ぐ理由でございますけれども、先ほどから申し上げておりますように、地域課題がもう本当に多様化、深刻化、年々しておるような状況です。特に一番、喫緊の課題であるのは高齢化問題であろうと思っておりますけれども、これをできるだけ早く着手して、この解決に向けた取り組みを実践していきたいという思いもありまして、早急に対応していきたいというようなことでございます。以上です。

委員長

はい、ありがとうございます。隣の宇部市、私はちょっと船木とも関係がありますので、船木のほうは今、孤独死を重要視して、見守り体制を一生懸命つくろうと。それで、高齢者の一人住まいの人たちとの連絡網をいかにするかということ具体的を今、進めております。そういったこともあるのでしようけれども、大変な難しい問題がいっぱいあると思っておりますが、地域運営組織づくりっていうことを今、課長さんおっしゃいましたけれども、これは、公民館長、職員が事務局をやるのでしようか。別に誰かを選任の事務局員を設けるのでしようか。11公民館。これちょっとお伺いしたいと。はいどうぞ。

市民活動推進課長

地域運営組織に関わることについては、明日、自治協、あるいは、ふるさとづくり協議会等の役員さんにお集まりをいただいて、ご説明申し上げたいというふうに考えています。今日、この場は地域交流センターの内容がメインになりますけれども、その中で地域交流センターの地域運営組織に関わる役割というところのご質問だろうと思っております。基本的に地域運営組織の事務局といいますか、当然これ地域課題解決に向けては行政側と地域との連携が必要となります。その中間、コーディネーター役として機能していくことができると。当然、地域運営組織の運営に関わるコーディネートも担っていただければというふうには考えています。

委員長

社会教育のほうでは社会教育主事がコーディネーターをやるっていうことで、できれば公民館の館長たるものは、社会教育主事の資格を持った者が望ましいということが全国的に言われているわけでございます。当市では、一時期、公民館長を全部民間からということ、民間委託するっていうことを方針で、この社会教育委員会から答申を出して、全部、館長は民間人になった途端に、政府の方針で定年の延長が叫ばれまして、職員の雇用の関係からそれがなし崩しで、公民館長は、今はほとんどOBになってきております。そういったこともどんどんありますので、しっかりセンター化に関しては、今から10何年前にも市長部局に持っていこうって話、社会教育課自体を持っていこうという話もあり

ました。ありましたけれども、それはいつの間にかはなくなっております。それで今度は公民館をとということなんですけれども。しっかりどういう範囲でやって、事務局は誰がやって、誰が責任を持ってそれを進めるのか。市長部局の主導でやるなら市長部局から組織の事務局員を派遣するとか。その派遣する事務局員に対しては、社会教育のできれば主事の資格を持った人ぐらいでなければ、対応出来ないのではないかと思うのですが、大変な問題でしょうけど、どうでしょうか。担当課長さん。

市民活動推進課長

その人事つきまして、現在、先ほど申し上げましたように今から検討していく課題になるかと思えます。今、委員長がおっしゃるような件につきましては、教育委員会がこの件について諮問をされた際の答申として、加えていただければなど。それを踏まえて、今後検討していくことになろうかと思えますのでよろしくお願ひします。

委員長

はい。どうもありがとうございました。他に何かありませんか。

委員

はい。

委員長

はい、どうぞ。

委員

先ほど委員長さんが言われましたけれども、この人事ですよ。今度、地域交流センターになれば、そのコーディネーターっていう今は案が出ていますけれども、そういったコーディネーターに誰がなるかっていう、これ非常に重要な問題だと思います。今から7年前、本市でもありましたよね。7年前、もう6年前、地域委託型に公民館をやりましたよね。やってどうなったかっていうと、それぞれ公民館活動っていうのがちょっと低迷したような状態になったのではないかと。これは、公民館だけですけれども。それで7年前に、教育委員会直轄の運営に戻した。そして今はどうかというと、かなり公民館活動が進んできた訳ですよ、充実もしてきた。これから何が言えるかということ、公民館を運営するものがどういう方針を掲げるか、それで、どういう方向で公民館なりセンターを持っていくか。これ非常に重要な問題だろうと思っております。地域が加わって、そこの地域の実情は地域が一番よく分かる、そういうこともあるのですけれども、そればかり重きを置くとすると、その一部の人たちのためだけじゃないけど、力の強い人、そういう権力者的な方が、意見を言われ、それがそっちの方向で持っていくととんでもない方向にその運営が走ってしまうことも考えられる訳です。その辺のことをしっかりと考えて、実践あたりはする必要があろうかと思っております。また、その方向をきちっと市全体で示しておく必要があろうかと思っております。

委員長

はい、ありがとうございます。他に皆様どうですか。このことを他にもまだ少し話し合えないといけないですか。明日のフォーラムに行かれる方は、この中で何人かいらっしゃいますか。

なかなか大変なことになります。社会教育委員として何かまとめるようなことはしますか。

委員

それに関連してなんですけれども、そういったフォーラムがあるとか、そういった話も全然こっちに流れてきてない訳ですよ。どこが進めていらっしゃるのかわかりませんが、市の自治連が進めておられるのか、ふるさとづくりが進めておられるのか分かりませんが、市長かわかりませんが。市長も明日どうも登壇されるようですね。それで向こうのほうはどんどん、どんどん進めるという方向で運んでおるようなんですけれども、前にも2月に言いましたが、公民館がなくなるって、社会教育で一番大切なことです。そういったことが、この場へ全然話が無いということ自体おかしいと思いますが、もう前にも言いました。その辺はどう考えておられるのでしょうか、市のほうは。

委員長

はいどうぞ。

市民活動推進課長

まず、フォーラムでございます。これについては、同時に市民の方々に全て同時に話すということは難しいという中で、明日については自治協、ふるさとそれから地区社協の代表的な役を担っている方々に参画をしていただくという格好になります。今後について、同様の内容のフォーラムといいますか、協議する、あるいは説明をする場を各地域、現在、小学校単位で考えておりますけれども、各地域に出向いて説明をさせていただきたいというふうに考えております。また、その際には、また地域の方々からお声掛けがあるかもしれませんが、ぜひ参加していただければと思っています。それから、公民館への話ということですが、公民館につきましては、この金曜日に私のほうが公民館長会議のほうに出向いて説明をさせていただきたいと思っております。以上です。

委員長

今、委員さんからお話がありました、社会教育の全市に向けての一番の中核となる公民館、公民館活動、その中核になる一番大事な施設が市長部局の管轄になるという話が、この社会教育委員会に何の報告も無しに決まったことがどうなのだろうというご意見な訳であります。はいどうぞ。

委員

この問題は、社会教育課云々というよりは、教育委員会と市長部局との話です。まず教育委員会がどういうふうにご考えておられるかっていうことが大前提じゃないですか。

委員長

はい、どうぞ。

教育長

先ほどから教育委員会としての立場はどうかという質問があるように思っております。教育委員会といたしまして、先ほどですね、地域交流センターについての資料3ページがございます。この3ページの機能というところが、センターの機能でございます。その中に生涯学習の場という機能が掲げられています。この部分については、今後も、やはり教育委員会がしっかり担っていかなければならないというふうに思っております。ついては、この生涯学習の場づくりについて、今後の社会教育の進め方について、皆様のご意見をいただきたいと思っております。教育委員会といたしましては、社会教育委員会、この委員の皆様からのご意見を参考にしながら、教育委員会として検討して、最終的には総合教育会議の中で市長部局に対して意見を申し上げたいというふうに考えております。それから、教育委員会にこの話が正式にありましたのは、総合教育会議の場で、市長からもしっかりとこの話は説明がございました。この6月に教育委員会のほうに正式にあったと。それを受けて今こうして、社会教育委員会の中で、皆様のご意見を、今後の社会教育の在り方についてのご意見をいただきたいということ申し上げているところでございます。それから、この選択についても決定しているというふうなことの話がありましたけれども、これについてはまだ正式決定ではないということをお願いしたいというふうに思っています。

委員長

教育委員会のほうにこの説明があったのは、今年の6月ということでございます。先に人事のほうを知ったのかもしれないですね。山口新聞では、このことが大々的に取上げられて、5月1日で58名でしたかな、課長クラス、部長クラスの人事異動が大々的に出ていましたけれど、あくまでも準備ということを進めておるようであります。

委員

ちょっと、いいですか。

委員長

はい、どうぞ。

委員

先ほどから社会教育の推進について、いろいろ質問等が出るけど、答えが一つも返ってこないですね。教育長は、どうしていけばよいか、委員の皆様から話を聞きたいと。どう考えているかということをやっぱりここで言ってもらって、それから委員の皆様がいや

それはこういうほうがいいんじゃないですかとか、あれがどうなんですかと、そのほうがいいんじゃないですかね。要は、まだ、教育委員会も市長部局も一緒だと思いますけど、話がよく煮詰っていないのではないですか。だから、ぱっと言えないのではないですか。そう私は思っておりますけど。どうでしょうね。（まさに同感です。という声あり）こういう話をするのは早いんよね。決まってないことを話すなんて意味がない。

委員長

明日、フォーラムに行かれる方がしっかりその辺りを言ってきていただきたい。他にご意見がございましたら。

委員

委員長。

委員長

はい、どうぞ。

委員

さっき小学校区に説明に回られるっていう話がありましたよね。そのときに、これはよくまとめられています、私の頭にいっそ入ってこないのです。系統図を、ちょっと今度、説明に来られるときに、私、本山なのですが、本山は確か7月の終わりに担当の方が来られて説明にあがるっていうことなのですが、それもこないだの会議のとき唐突にぱっと言われて、このセンター化っていう話、これ何か、このセンター化っていうことでみんなびっくりして、これはどうなっているのか、これからどうなっていくのかという話。それで説明に来られるというから、その時に地域の方々、いろいろと意見交換するだろうと思います。具体的に私も聞こうとは思いますが、その時に系統図でもあれば分かりやすいかなと。ただ、文章だけではなかなかこう、てっぺんからこう降りて枝葉がこう分かれて、教育委員会がこう関係してくるとか、それで地域の3団体の社協、自治、ふるさと、これがどう関わっているんだというその辺の系統図でもあれば分かりやすいかなと。それ今度、来られる時にぜひその系統図も持ってきていただきたい。ちょっと文章ばかりじゃなかなかこう分からないので、すいませんがそれをひとつよろしく願いできたらと思います。最後に先ほど6月に教育委員会のほうに話があったということですが、これはセンター化っていうのは市単独事業ですか。それとも、国や県のほうからこれ関係があるのですか。

委員長

はい、どうぞ説明してください。はいどうぞ。

市民活動推進課長

まず、ちょっと分けて考えていただければと思います。今回は私も一緒に説明したので、

ごちゃまぜになっているかもしれませんが。地域運営組織の形成と公民館の地域交流センター化、当然、繋がりはあるのですが、協議する内容としては別に考えていただきたいと思います。今度、地域に出向かしていただく内容の説明について、地域運営組織に関わることの説明になります。地域交流センターの説明は少し触れるかもしれませんが具体的な説明をする予定は今、ありません。ただ、地域運営組織の拠点として、事務局機能も含めて、こういったところで公民館を地域交流センター化にする方向性で検討してまいりますということはご説明を申し上げたいなと思います。地域運営組織の説明を各地域に出向く際に、系統図があればというお話ですが、これについては、今現在、作成をしております、分かりやすい図をもって説明できるような準備を今、進めておるところでございます。それから、すいません、できるだけ分かりやすい資料をもって説明をさせていただければというふうに考えております。それから、市単独事業かどうかというところですがけれども、まず地域運営組織に関わるものについては、これについては当然、国がしなさいという訳ではないのですが、やはりこの地域課題解決、地域課題が多様化している、深刻化しているというのは、全国的な問題でありまして、それを解決していく上では、地域運営組織の形成というのは、推奨はされています。公民館の地域交流センター化については、これは、国のほうで示されているというものではありませんけれども、先ほど説明しましたように、地域運営組織を形成する際には、地域の方々が自由な発想で利用できる拠点づくりとして、社会教育法の制限を外したもので、利用しやすい環境づくりというものが必要だということで、地域交流センター化というところで、これは単市で考えているところでございます。

委員長

はい。どうもありがとうございます。はい、どうぞ。

委員

ありがとうございました。地域課題っていうのはそれぞれの公民館、課題を持っておられると思います。また、それぞれの公民館で抱える地域課題はそれぞれ違うだろうというふうに思いますし、沢山あるところもあるでしょうし、どこも抱えておられるのは間違いない。しかし今、公民館を中心に、地域が本当によくまとまっている。よくまとまって、地域が一体となって今、公民館を中心に運営をされていると思います。その中には学校ももちろん入って、幼稚園も入っています。学校も今、コミュニティスクールで一生懸命やって、地域との関わりが非常に大きいですね。そういう中で今回これが入ってくる。その辺のところをもう組織の中にどう位置づけられておられるのだろうかということもあって、学校もこれまでの教育委員会との関わりの中で、どんどん、一生懸命、学校も頑張っておられますけれども、今度、こういうふうな形に出てきてどうなるのか。この辺の話合いがしっかり持たれるといいかなあというふうに思っております。あんまりそれぞれの地域がもめないようにしていただきたい。今までよくみんなが協力しているのに、これから、こうしろと言われても、はあっていうことになるとと思います。だからよくその辺は、地域のほうにしっかり話をしていただいて、理解を求められた方がいいのではないかなと思います。

す。

委員長

はい、ありがとうございます。はいどうぞ。

市民活動推進課長

すいません、今、本当に公民館あるいは地域の方がすごく頑張っておられます。ちょっと比較をするっていうことがなかなか難しいのですが、本市におきましてはおそらく県内でもトップクラスの地域づくりが行われているというふうに思っております。ただ、今後その体制がずっと続くのか、5年後、10年後、今、本当に一生懸命頑張っていた方がずっとできるのかということを見ると、やはり、全国的に、少子高齢化、ライフスタイルの変化、あるいは価値観、多様化等によって、次の担い手がだんだんいなくなる。そして、組織もなかなか運営がしにくくなるということが想定をされる訳です。そういった中で、本当にたくさんの方が地域づくりを担っていただいておりますので、今なら新たな組織形成、あるいは方向性を変えることもできるのかなというようなきっかけでございますので、その辺をご理解いただければと思います。

委員長

はい、ありがとうございました。

委員

はい。

委員長

はい、どうぞ。

委員

今日、河上課長さんにおいでいただいて、協創によるまちづくりの具体的な説明をいただきました。前回、ちょっと委員さんが言っておられたと思いますが社会教育委員会議の中で、今後の方向性というものを初めてお示しいただいて、我々もある程度のことは理解出来たと思いますが、ただ、その中に具体的なことはまだ確実にこうだということもなかなかまだ決まっていないということもおっしゃいました。しかも、社会教育の中での果たしてきた公民館の役割、公民館が今度、地域交流センターという形に新たに変わるのであれば、社会教育として公民館がやってきた成果等も踏まえながら、こういうふうにやっていただきたい、こういう交流センターになっていただきたいという、提言というのを社会教育委員会議で私は取りまとめる必要があると思っています。理由は、さっきからたくさん疑問が出ておりますし、人事面でこんな人たちにぜひセンター長に担って欲しいというよう積極的な意見が出ておりました。それをこの時間の中でまず完全に取りまとめられておりませんので、やっぱり変わるに当たって、それを社会教育委員会議の中で、あくま

でそれは市長部局さんが実践されることになると思いますが、公民館が新たに変わるのであれば、公民館の管轄である社会教育として、どういうふうに変わっていただきたいということを提言する必要があるのかなど。その理由一つに、先ほど皆様が見ていただいた、この度の河上課長さんの3ページの機能の中に生涯学習の場というのが真っ先に取り上げられています。大変ありがたいことですが。実は、現在でも既にセンター化されている市がたくさんあります。それを私なりに分析してみるとですね、1番目の生涯学習場が本当に公民館からセンターに変わったことで本当に希薄になっております。今、本当に確実にこの市だったら参考にできるという市は残念ながら県内にはありません。だからこそ山陽小野田には、よりよく変わるっていう、センター化していくというところに重きを置かないといけないのではないかと。軒並み学習機能が低下しています。実際にどことは言いませんが。そういったところを、山陽小野田については、せっかく公民館が各小学校区にあります。こういうのは県内にあまり無いですよ。中学校単位であるっていうところは結構多いですが。小学校単位で公民館があるっていうところは、県下でも珍しい。だからこそ、いろんな活動とか地域の課題に沿ったいろんな活動も出来たのであろうと。今後もそれをしていけないといけないのであれば、やっぱり今のことについて、社会教育委員会として提言をしていく必要があるというふうに思っておりますがいかがでしょうか。

委員長

今、そういう話がありましたけど、どうでしょう、委員さんの皆様。各立場で、今日は皆様、本市の社会教育委員は各持ち場の代表としてここに集まっていっしょやる訳で、それぞれの心配事、もし公民館を交流センターにするのなら、こういうことをちょっと気にかけておいていただきたい。これだけは外さないでいただきたい。そういう意見がたくさんあると思います。それを、はいどうぞ。

委員

今、公民館の館長をしておりますので。

委員長

はい。

委員

今、河上課長の資料の中に生涯学習の場というのがあって、こういうのが1番にきているということは、大事にされているのだなと思います。そういうことと、そういう今やっておる生涯学習の場でいろんな講座とかやっておりますが、そういうものをまた取り上げていくということと、もう1点2ページにあります地域ごとの活動拠点と事務局機能というところですね。これらを合わせてやるということは、とても無理ではないかなと思いますし、私のほうとしては、今、館長としては、やはり生涯学習の場ということで今までやっております主催講座でありますとか、クラブでありますとかそういうものをさらに地域の課題を考えながら取り組んでいこうと考えておりますので、その辺の例えば事務局の機能

というのは先ほど委員長さんも言われましたけど、市長部局ですかね、そういう方が来られて、とりまとめられるというような形でやっていかないと回っていかないのではないかなど。結果的には、委員が言われたように、どちらかが衰退してしまって、こののを見ておりますので、そのあたりの、地域事務局機能というのと、生涯学習を進めていくということ、考えて、先ほどの提言の中にも挙げていただければなというふうに思いますし、具体的に言いますと12月ぐらいから、各公民館、来年度の生涯学習、特に主催講座のことを考えていきますので、来年度のこと始めなきゃいけませんので、なるべく早くにそういう方向性が見えるといいなというふうに思っています。

委員長

そうですね、4月1日からとなったら、もう来年度の公民館の行事予定は年内に決まる訳ですよ。いろいろ問題はあるでしょうけども、どうしましょう。もう一つ、何かお聞きになりたいことはありますか。それでは、今、お話に出ておりましたけども地域交流センター化、公民館に対する意見をまとめてみたらどうかという案でございます。明日、フォーラムに行かれる方は特にどんな問題点があるかということが分かると思いますので、箇条書でもいいですからちょっとまとめておいていただけたらいいかなあと思うのですが、どうでしょうかね。

委員

明日のフォーラムのテーマは、地域自治の問題です。

委員長

地域自治ですか。

委員

地域自治の問題です。地域自治とは、市長が提言されていますよね。その協創というテーマがありまして、その中の一つとして、地域で自治をできるだけ移行するという組織づくりがメインです。その話で、今までは先ほど言いました、各地域の3協議会、自治会協議会、ふるさとづくり協議会。まあ、社会福祉協議会、これは市の社会福祉協議会との関連がありますのでね。主には、市長部局との関連となりますのは、どっちかというのと、自治協とふるさとです。だから、明日のメインのお話っていうのは、公民館の交流センター化というのがメインではなくて、その地域自治の在り方をどういうふうに進めていくのか、どういうふうにしたらいいかという中で、その一つでその地域の拠点として、公民館が各校区にありますから、それを公民館が地域交流館にしたらどうかというお話の中の話で。だから、ここは、社会教育ですから、公民館を管理されていますから、それがメインになってきますが、明日の話は、どちらかと言えば、地域で自治を進めていくと。地域で住むために何をしなければいかんかということ、今まで各自治地区に3つの大きな協議会がありましたから、その人達を含めて、今後、どういうふうな地域自治を進めていくのがいいのかなというように話になってくると思います。そういう意味では、まだセンター

化自体もはっきり決まってないというお話でしたから、市長部局のほうから今、教育委員会のほうに6月、投げ掛けられておられたという話で、その結論も出ておる訳でもないし。当然、議会にもかけないといけない問題になるでしょうから。まあ、もう少し時間が掛かるとは思っていますけれども。なぜ、今、その地域自治という話が出たかという、まず人がいない。世話をする人が。少子化も含め。もう一つは福祉という問題が大きなテーマになっています。子どもの問題、いろんなことが。それを今までのように各協議会がお互いに別々に考えるのではなくて、一つに考えてその地域をどうするかということをしていきたいという、これは市長部局のほうからそれをどうしたらいいかというお話になってくると思っていますので。まだ、具体的に市長部局のほうからもこういうふうにしたらこうだという、組織自体もまだ決まってなくて、その辺りを明日、提言していかなくちゃいけない部分も出てくるのでしょうけれど、だから市長部局としては、そういうことをつくっていききたいという段階の思いですからね。明日の話でどういうふうになってくるか、どこまでそういう話が具体的になるのか全くわからない状態でございます。そういうことでございます。

委員長

はい、ありがとうございます。何か話を聞いているとだんだん、だんだん。それこそ、持続可能な社会をつくらなければいけないということで、レインボーバッジをみんなで付けないといけみたいですね。はい、どうぞ。

委員

失礼します。今、公民館の館長さんがコミスクの第2コーディネーターとして、とても頑張っていると思います。また地域と学校とそれから放課後のコーディネーター、随分、上手に回しながら、子供たちの地域を愛する気持ち等々、とっても頑張っていると思いますので、これからセンターになると、やはりそこの1番に設けられた生涯学習、そのところをちゃんと、全体的にまちづくりと学習とコーディネートできる人が必要だと思いますので、そこのところをしっかりよろしく願いいたします。そして、この中に、地域福祉の活動拠点がありますよね。やはり生涯学習、そしてプラス福祉のほうも一緒にみんな考えて、いい知恵とか案とか出していけたらいいなと思いますので、本当によろしく願いいたします。以上です。

委員

はい。

委員長

はい、どうぞ。

委員

はい。今の件に重ねて申しますけれども、その表の3ページの3の3の機能ですが、

これ公民館が生涯学習の場、これはよく言われることなのですが、それだけしかやっていないかというところではなく、公民館は各種団体の育成とかそういったことがある訳ですよ。そして今、住民の交流の場、これも公民館で交流をしっかりとっております。それで、地域福祉の活動拠点、今、地域福祉、第2層協議体の組織、これも公民館を拠点にいくつかの地域で進んでおりますよね。こういったことも、公民館を拠点として、今でも出来ている訳です。それから、先ほどちょっと河上課長が言われました、教育委員会にそういったことまで全部負担すると、出来ない部分が起こってくるというようなこともありましたけれども、それは反対に市長部局のほうが、公民館のしてきた活動に十分協力していく、連携をしていく、こういったことが必要なんじゃないでしょうか。そういったことというのが、昔から言われておる縦割り行政の欠点です。それは、明らかにしているところだと思いますね。縦割り行政から横割り行政へというようなことは、もう30年前から社会教育の中では言われていることです。だけれども、行政部局のほうがなかなか横の連携へという移行が出来なかった。ここに大きな課題があって、今、公民館を中心に地域づくりをやっている。これもう文科省でも進めておるところですけども、そういったことの、しっかり行政部局のほうが社会教育というか教育委員会、あるいは公民館にしっかり協力すればいくらかでもできることだと私は考えております。決定していないというようなことを言われましたけれど、ほぼ内々では決定しておることだろうと思います。ですが、まあ、一言。今の公民館は、生涯学習だけしかやってないということじゃないということが一番に言っておきたいと思います。

委員長

はい、ありがとうございます。時間がだいぶ経ちましたが、皆様どうでしょうか。今日の委員会としては。

社会教育課長

はい。委員長。

委員長

どうぞ。はい、船林課長。

社会教育課長

先ほど、委員さんから、この会で提言をまとめたらどうかというご発言をいただきましたけれども、もし提言をまとめていただけるということであれば、皆様方から先ほど委員長も言われましたように意見を書き上げていただいて、それを我々事務局のほうでまとめて、提言書の案といいますか、そういったものを作成して、また次回お示しする。あるいは、ファクス等で一度お渡しして見ていただくとか、そういったことは、可能かと思っておりますのでいかがでございましょうか。

委員長

はい、皆様どうでしょう。この委員会として少し意見をまとめてみますか。

委員

今、この場でということではないですね。

委員長

今ではございません。これからいろいろ、また皆様方どうぞ、山陽小野田市のホームページを見ていただくと何か新しいこと、この後も地域交流センター化の例題までホームページに書いているようです。こういうふうにやりたい。そのためには結局、少子高齢化になっていくと、それを後の担い手が問題になってくるから、今のままではサステイナブルではなくなる。持続可能な地域ではなくなるよと書いてありますけどね。まだ何かよくまとまってないようですけど。そういうホームページもあります。皆様方にそれでは事務局のほうから、また用紙か何かをお配りすると思えますけども、ご意見をいただいて、それぞれの問題点等々を少しまとめて、そして、それをたたき台として、また深めていきたいと存じます。明日のフォーラムは何か目的が違うみたいですが。地域自治ということですが。先ほどちょっと話しましたが隣の船木の、宇部市ですね、見守り隊、それからあと、災害時の声かけを誰がするのかとか、いろいろな問題がどんどん出てきているようです。今は出来ているから安心してはいますが、これから後のことを考えると大変な問題が一番、いっぱい出てくるような感じでございます。これから、皆様方のご意見を聞いて、そしてまたその意見を事務局のほうでまとめていただいて、それで皆様方にまたお諮りできたらなと存じます。

社会教育課長

ありがとうございます。我々のほうで、皆様からいただいた意見をとりまとめてみたいと思います。ただ、提言書をまとめるということになりますと、第2回、第3回というのが、その提言作成をメインとした議題ということになると思っております。それから少し短い時間のスパンで、次の回、第2回、あるいは第3回ということを開かせていただくようになろうかと思えますがその辺もよろしいでしょうか。

委員長

よろしいですか。（はい。という声あり。）それでは、お願いします。他に何か、追加して質問はございませんか。はい。それじゃあ、今日の議事を終わらせていただきます。皆様、ご苦勞様でございました。ありがとうございます。

7 その他

事務局

吉本委員長、委員皆様ありがとうございました。市民活動推進課の皆様はここで退席と

なります。ありがとうございました。事務連絡に入ります。例年行われている県の社会教育委員の連絡協議会地区別研修会西部地区ですが、今年度は10月から11月の間に、まだ決まっておられません。防府市で行われます。期日が近づきましたら、またご案内を差し上げます。それから、中国四国地区の社会教育研究大会は、11月25日の木曜日、26日の金曜日、松山市で行われます。こちらは録画視聴の形態で行われるそうです。同じように、公民館の中四国の大会はあるそうですが同じ松山で同じ時期に、こちらのほうは実際に集まってやりますが、社会教育委員のほうは録画視聴の形態をとるというふうに聞いております。また、ご興味ある方がいらっしゃいましたら、事務局までご連絡ください。それから、今後の会議についてですが、本日のご協議の中で提言書を作るという話をいただきました。先ほど、話を課長の方から出ましたが、提言書を作るとなれば、やっぱり鉄は熱いうちに打てという感じで、早めに短い期間で作らせていただけると大変ありがたいなと思っています。今週中には計画して、第2回の会議の期日をお送りいたしますので、どうぞよろしく願いいたします。それでは閉会のあいさつを社会教育課長の舩林より申し上げます。

社会教育課長あいさつ

社会教育課長

委員長、皆様、大変長い間ありがとうございました。お疲れ様でございました。本日、本当に貴重なご意見をいただきまして、今日の意見は、これからのより良い社会教育行政に活かしてまいりたいと思います。それから提言作成に関しましては、大変恐縮ですけれども皆様お力添えをいただいて、まとめていきたいと思います。かなりタイトなスケジュールになるかと思いますが、どうぞお力添えをよろしくお願いいたします。本日は大変ありがとうございました。